

第四百七十七回
会

参議院外交・防衛委員会會議録第十一号

平成十二年四月二十五日(火曜日)

午後零時十四分開会

委員の異動

四月二十日

辞任
森山 裕君
海野 徹君

補欠選任
上野 公成君
岡崎トミ子君

四月二十一日

辞任
上野 公成君
岡崎トミ子君

補欠選任
森山 裕君
海野 徹君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

矢野 哲朗君

鈴木 正孝君
武見 敏三君
小山 峰男君
益田 洋介君
小泉 親司君

委員

佐々木知子君
森山 裕君
山崎 力君
依田 智治君
吉村剛太郎君
海野 徹君
松前 達郎君
荒木 清寛君
立木 洋君
田 英夫君
田村 秀昭君
佐藤 道夫君

國務大臣

(國務大臣)
防衛庁長官 瓦 力君

政務次官

防衛政務次官 依田 智治君
防衛政務次官 西川太一郎君

事務局側

常任委員会専門員 櫻川 明巧君

本日の会議に付した案件

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(矢野哲朗君) ただいまから外交・防衛委員会を開会いたします。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。瓦防衛庁長官。

○國務大臣(瓦力君) ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正を内容としております。これは、陸上自衛隊の部隊の運用等の研究を一元的、総合的に行うために研究本部を置くことができるとし、平成八年度以降に係る防衛計画の大綱を踏まえ第一二師団を第一二旅団に改めるとともに、特別警備隊員として政令で定める自衛官に特別警備隊員手当を支給することとし、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めること等を行うものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、第一二師団の第一二旅団への改編、情報本部の機能強化等に伴い自衛官の定数を変更するものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、陸上自衛隊の機関として研究本部を置くことができることとし、その所掌事務として部隊の運用等の調査研究を行うことを定めるものであります。

第二に、第一二師団を第一二旅団に改めるとともに、この改編等に伴い、即応予備自衛官の員数を改めるものであります。

最後に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正について御説明いたします。

第一に、特別警備隊員として政令で定める自衛官には、特別警備隊員手当を支給することとし、特別警備隊員手当の額及び支給方法等に関し必要な事項は政令で定めることとするものであります。

第二に、防衛庁の職員の給与等に関する法律に定める一定の事項について、政令等の制定または改廃をするときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聞かなければならないこととするものであります。

以上が、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(矢野哲朗君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は来る四月二十七日午前十時から行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「七万二千二百六十二人」を「十六万七千三百八十三人」に、「四万五千七百五十二人」を「四万五千八百一十二人」に、「四万七千二百三十六人」を「四万七千二百六十六人」に、「二十六万五千七百三十七人」を「二十六万二千七百三十八人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「陸上自衛隊の機関として」の下に「研究本部及び」を加える。

第二十五条第一項中「行う」とともに「の下に」海上自衛隊若しくは航空自衛隊の学校又は前条第四項の規定に基づき置かれた学校においてはを加える。

第二十七条の三を第二十七条の四とし、第二十七条の二を第二十七条の三とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

(研究本部)

第二十七条の二 研究本部においては、陸上自衛隊における部隊の運用等に関する調査研究を行う。

2 研究本部に、研究本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 研究本部長は、長官の定めるところにより、部務を掌理する。

第二十八条中「病院長」の下に、「研究本部長」を加える。

第七十五条の二第二項中「四千三百七十二人」を「四千八百八十九人」に改める。

別表第一中「第十二師団」「第十二師団司令部」を「第十二旅団」「第十二旅団司令部」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「及び落下さん隊員手当」を、「落下傘隊員手当及び特別警備隊員手当」に改め、同条第一項中「以下」を削り、「落下さん隊員」を、「落下傘隊員」に、「落下さん隊員」を「落下傘隊員」に、「落下さん隊員手当」を「落下傘隊員手当」を、特別警備隊員として政令で定める自衛官(次項において「特別警備隊員」という。)には特別警備隊員手当に改め、同条第二項中「及び落下さん隊員手当」を、「落下傘隊員手当及び特別警備隊員手当」に、「又は落下さん隊員」を、「落下傘隊員又は特別警備隊員」に改め、同条第三項中「及び落下さん隊員手当」を、「落下傘隊員手当及び特別警備隊員手当」に改める。

第十九条中「落下さん隊員手当」を「落下傘隊員手当」「特別警備隊員手当」に改める。

第二十七条第二項中「及び落下傘隊員手当」を「落下傘隊員手当及び特別警備隊員手当」に改め、「落下傘隊員手当」の下に、「特別警備隊員手当」を加える。

第三十条の次に次の一条を加える。
(審議会等への諮問)

第三十条の二 長官は、第三条第一項、第十二条第二項若しくは第二十七条の二の規定による政令若しくは第十二条第二項の規定による内閣府令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第二十七条の六第四項(第二十七条の九第十項において準用する場合を含む。)の規定に定める処分理由の通知若しくは弁明の機会に関する手続を定め、若しくは変更しようとするときは、審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十四条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法律第三十条の次に一条を加える改正規定は、同年一月六日から施行する。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正
(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十三条中「落下傘隊員手当」の下に、「特別警備隊員手当」を加える。